

# 韓国 の障害者差別禁止法制

崔栄繁氏資料

## 韓国の「障害者差別禁止法」と救済のしくみ

2011年5月13日

DPI 日本会議 崔 栄繁

### 1. 本報告の趣旨等

- ・包括的に障害者への差別を禁止する法制度として、「障害者差別禁止及び権利救済に関する法律」（以下、障害者差別禁止法）、と差別禁止法の救済制度の報告。

### 2. 韓国の障害者の概要、関係法制度

#### ①障害者の数

- ・障害者福祉法による登録障害者数は 2.429.547 名（全人口の約 5%）で、1 級から 3 級までの重度障害者数は 1.012.000 名（2009 年度）
- ・障害者福祉法は、15 の障害に類別し、軽重による等級を設け、障害者登録する登録制度を規定。顔面障害が含まれるなど、日本より若干広い定義

#### ②障害者に関する法制度

○包括的なもの：障害者差別禁止法、国家人権委員会法

○個別分野

- ・「障害者等に対する特殊教育法」（2007 年制定←1977 年「特殊教育振興法」）：  
障害児の教育権と普通学校での統合教育を受ける権利を保障し、必要な配慮の内容について規定
- ・「障害者福祉法」（1990 年制定←1981 年「心身障害者福祉法」）
- ・「障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法」（1990 年制定）
- ・「障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進保障に関する法律」（1997 年制定）：  
公共の建造物や情報のバリアフリー施策の推進について規定
- ・「交通弱者移動便宜増進法」（2005 年制定）：  
公共交通機関や道路のバリアフリー施策の推進について規定
- ・「障害者企業活動促進法」（2005 年制定）：  
政府省庁や公共機関において障害者企業の製品の購買計画目標を規定
- ・「社会的企業促進法」（2007 年制定）

### 3. 障害者差別禁止法

#### (1) 制定の経緯

- ①障害者団体による大規模な法制定運動の展開  
(ア) 問題提起の時期（～2002）

(イ)「障害者差別禁止法制定推進連帯(障推連)」の結成(2003)

- ・2003年4月に58団体により結成。大同団結。

(ウ)法案作りの時期(2003～4)

○政府側の動き

- ・保健福祉省(当時)の政府案原案が発表。
- ・国家人権委員会の「社会的差別禁止法」案の作成。

○障推連の草案作り

- ・2003年11月から2004年4月までの6ヶ月間、チーム別に草案作り
- ・大規模討論会(ソウル)や地方巡回公聴会(2004年5月～9月)
- ・障推連差別禁止法案完成(同年11月)

(全104条に3つの付則。(a)国家人権委員会から独立した障害者差別禁止委員会の設置, (b)実効的な権利救済手段としての是正命令, (c)立証責任の転換, (d)懲罰的賠償制度導入, の4つの主要獲得目標を設定。(a)と(b)に関しては, 是正命令権のない国家人権委員会の実効性に疑問を持っていたため。)

(エ)立法運動(2005～6年)

- ・障推連案が国会へ=民主労働党が発議した法案は実質的に障推連案

(オ)法制定活動(2006～7)

- ・障害者差別禁止法民官共同企画団

2006年5月、大統領諮問貧富格差是正委員会が民官共同で差別禁止法の作成をする旨の提案。政府12関係省庁と障推連で構成。企画団会議が7回、小委員会が5回開催。議論のベースが障推連案。

- ・財界の反発

②採択と施行

- ・2007年3月6日、第265期国会にて採択。差別禁止法制定運動が始まって7年目の出来事。
- ・2008年4月11日施行。正当な便宜供与義務については事業所の規模等により段階適用

## (2) 障害者差別禁止法の内容

### 【概要】

- ・6つの章、全50条

### 【総則(第1章)】

①障害の定義・適用範囲(2条ならびに6条)

- ・韓国の障害者福祉法に沿った規定。登録障害者以外の障害者も対象。
  - ・6条の「差別禁止」条項で過去の経歴や推測されることを理由にした差別を禁止し、同法の適用を受ける障害者の範囲を実質的に拡大。
- ② 差別行為（4条）
- ・障害に基づく差別の4つの類型
    - 直接差別（4条①-1）
    - 間接差別（4条①-2）
    - 合理的配慮（正当な便宜供与）の拒否（4条①-3）
    - 不利な待遇を表示・助長を直接行う広告あるいは効果（4条①-4）。
- ③ 正当な便宜＝合理的配慮
- ・差別禁止法では、合理的配慮は「正当な便宜」とされ（4条①-4）、合理的配慮の適用除外は4条の3に規定されている。
  - ・正当な便宜の適用範囲の「段階的範囲」は大統領令（施行令）で。
- ④ 適用除外
- ⑤ 自己決定権と選択権
- ⑥ その他 いじめ等の規定等

## 【各則（第2章、第3章）】

- ① 雇用（10～12条）
- ② 教育（13～14条）
- ③ 財と用益（15～25条）
- ・動産や不動産取引、建物や交通機関へのアクセス、情報アクセス、文化芸術活動や体育活動における差別を禁止している同節は11の条項からなり、広範な分野をカバー。
- ④ 司法・行政、サービス及び参政権（26～27条）
- ⑤ 母・父性権・性等（28～29条）
- ・いわゆる性と生殖の権利を規定。
  - ・同条③では、当該子どもの父母が障害者であることを理由にその子どもを区別したり、不利益を与えたりしてはいけないという規定。
- ⑥ 家庭・家族・福祉施設・健康権等（30～32条）
- ・第30条はこの法律の特色の一つ。家庭内や家族関係によるさまざまな障害者に対する不利益な取り扱いを禁止
  - ・場合によっては、障害者の家族がその障害者に対して差別者になりうるという障害当事者の経験からくる自立生活運動など障害者運動の影響が大きい部分。
- ⑦ 第3章 障害女性及び障害児童等

## 【救済規定 第4章、第5章、第6章】

### ① 差別是正機構

- ・ 国家人権委員会が第一義的な救済機関（41条）  
「障害者差別是正小委員会」が本法における救済機関となる。手続き等に関しては国家人権委員会法に準拠する。

### ② 是正命令（43条）

- ・ 国家人権委員会の勧告不履行の際に法務大臣に是正命令権

### ③ 損害賠償（46条）

#### ・ 1項

損害賠償の責任を逃れるためには行為者が故意または過失がなかった点を立証しなければならないとしており、立証責任の転換。

#### ・ 2項・3項

差別行為をした者が得た利益を被害者の損害額にみなすことと、それでも証明が不可能な場合は論全体の主旨と証拠調査の結果に基き、相当の損害額を認定することができる、と規定。

### ④ 立証責任の配分（47条）

- ・ 差別行為があったのかなかったのか、という証明を誰がするかの問題である。障推連は「立証責任の転換」という加害者側の立証責任を主張してきたが、「配分」という形で妥協。しかし、訴える側は行為の事実を証明する程度で、加害者側がそれに対して障害に基づく差別がなかったことを立証しなければならないとなっている。

### ⑤ 罰則

- ・ 要件は非常に厳格であり、実際にどこまで適用されるかは不明。

## 4. 施行令（別紙仮訳参照）

- ・ 全30条と5つの別表

## 5. 国家人権委員会

### （1）国会人権委員会の概要

#### ① 概要

- ・ 国家人権委員会法を設置根拠法とする「国家機構の地位に関する原則」（国際連合総会決議 48/134。いわゆるパリ原則）に基づいて設置された人権救済機関であり、2001年より運用。ソウルに中央の委員会があり、プサン、光州、大邱の三カ所に地域出先機関として「人権事務所」が置かれている。

- ・立法、行政、司法の三権から独立した国家機関であり、権利侵害や差別からの救済が主な役割。
- ・委員長（1名）と常任委員（3名）を含め11名の人権委員。
- ・障害者差別是正委員会、調査局障害者差別調査課が障害者差別案件を担当。

## ② 役割と権限

- ・国家人権委員会法第2条の「平等権侵害の差別行為」：性別、障害、年齢、社会的身分などの18の類型において、雇用や財やサービス利用、交通手段、教育における、特定の者への優待、排除、区別、不利益扱い、セクシャルハラスメント行為、と規定している。たとえば「雇用（募集、採用、教育、配置、昇進、賃金および賃金以外の金品支給、支給の融資、定年、退職、解雇等を含む）と関連して、特定の人を優待・排除・区別し、並びに不利に取り扱う行為」を平等権侵害の差別行為と定義。対象は国家のすべての機関、民間機関。
- ・救済手続きと権限（第38条から第50条）
  - 「申立て」（陳情）は差別行為による被害を受けた被害者に限らず、その被害を知った人や団体も申立てが可能
- ・調査（第40条）
- ・救済措置
  - (ア)「合意勧告」事件の公正な解決のために必要な救済措置を当事者に提示して合意を勧告
  - (イ)調停委員会による調停と調停に代わる以下の決定
    - (i) 差別行為の中止
    - (ii) 原状回復、損害賠償、その他に必要な救済措置
    - (iii) 同一又は類似の人権侵害の再発を防止するために必要な措置
  - (ウ)「救済措置等の勧告」法律、制度、政策、慣行の是正又は改善の勧告
  - (エ)「告発および懲戒の勧告」
  - (オ)「緊急救済措置の勧告」

## (2) 処理案件の数等

### ① 差別禁止法施行前と施行後の申立て案件件数

- ・差別禁止法施行以後の申立て件数月平均増加率は8倍（）内の数字は、国家人権委員会全体で受け付けた案件の種類のうち、障害分野の比率。
  - 2001年11月25日～2008年4月10日：630件（14.0%）
  - 2008年4月11日～2008年12月31日：645件（61.0%）
  - 2009年1月1日～2009年12月31日：745件（43.3%）
- ・分野別では、雇用分野が2.5倍、教育分野が3.0倍、財・用益・行政・司法・参政権は10.0倍、その他が60倍の増加。

・差別禁止法施行以後（2009年）の分野別申立て受付件数の内訳：

雇 用	： 65 件
教 育	： 49 件
財・用役	： 157 件
建物へのアクセス	： 94 件
移動・交通手段	： 51 件
情報・意思疎通	： 12 件
保険・金融	： 91 件
文化・芸術・体育	： 13 件
司法行政	： 40 件
参政権	： 3 件
いじめ等	： 114 件
その他	： 56 件

② 申立て事件の処理類型別現況（2009年。対象総件数 710 件）

移 送	： 5 件
調査中止	： 4 件
却下（調査対象外）	： 284 件
棄却（差別事件として非該当）	： 192 件
調査中解決（取消等）	： 167 件
合意終結	： 48 件
勸 告	： 10 件

③ 勸告履行率等（2008年1月1日から2009年12月31日）

・勸告件数は 30 件で障害者差別禁止法に基づいた是正勸告は 17 件、国家人権委員会のそれは 13 件。

・勸告の分野別内訳：

雇用（3件）、教育（5件）、財貨・用益提供および利用（17件）、  
参政権（4件）

・勸告の受容状況

公共部門（政府・自治体・公企業）：88.9%  
民間部門（株式会社等の法人及び団体、個人）：100%  
教育部門（国公立の学校）：66.7%

（3）是正命令の事例

・差別禁止法における最初の法務大臣による是正命令の案件（雇用分野）  
・ある公共機関で働いていた男性が 2004 年に外傷性脳内出血により、60 日の病欠と 6 か月の休職の後、左半身不随状態で現職復職。さらに 2007 年から一年間休職をし、復職。

被申立人は、2008 年 8 月、左半身不随の状態では職務に耐えることがで

きないとして、職権免職決定をして申立人に通報。同年 8 月 22 日に申立て人は国家人権委員会に申立てを行う。

2009 年 8 月、国家人権委員会は、被申立人に対して申立人を復職させ、再発防止対策と国家人権委員会が行っている障害者差別に関する人権教育を受けることを勧告。申立人は被申立人が故意の勧告不履行として 2010 年 1 月、法務省に是正命令を申請。2010 年 4 月 28 日、法務省が申立人の復職を命じ、障害者差別に関する人権教育を受ける旨の是正命令を決定。これによって同年 5 月 25 日付で復職となり、6 月には人権教育が実施された、というものである。(国家人権委員会 障害者差別是正委員会 勧告受容報告【障害を理由とした職権免職】(事件番号：08 陳差 945))。

- ・差別禁止法の実効性を強化する先例

## 6. まとめ

### 1. 意義

#### (1) 社会規範としての差別禁止法＝行為の物差し

「私たちは差別をした人を罰したくてこの法律を作ったのではない、差別をなくしたいのである」

#### (2) 大陸法系の国での差別禁止法

#### (3) 制定過程の意義と効果

- ①法制定までの障害者運動の深い関与による法律の内容への影響と当事者のエンパワメント
- ②他のマイノリティ分野への波及

### 2. 実効性についての評価と課題

#### (1) 正当な便宜

#### (2) 適用除外規定について

- ・4 条①で差別の定義で、「正当な事由なしに」という文言が入れられており、さらに同条③の規定
- ・権利能力や行為能力といったいわゆる法的能力に関する部分では、現行法にのっとりた規定（第 22 条など）がされている。障害者権利条約第 12 条の規定との関係。

#### (3) 国家人権委員会

- ・一定の実効性の確保
- ・体制の問題

# 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律

[施行 2010. 5. 11][法律第 10280 号、2010. 5. 11, 一部改正]

保健福祉省（障害者権益増進課）

崔 榮繁仮訳（2011 年 3 月 日版）

## 翻訳者からのコメント

- 本法の所管省庁である保健福祉省は、原文では보건복지부（保健福祉部）である。
- 韓国は障害者を「障碍人」と表記するが、仮訳においては、日本で一般的に使われる「障害者」という表記を使用する。
- いわゆる「合理的配慮」に関連し、原文では「正当な便宜」「正当な便宜提供」とされるが、仮訳では「正当な便宜」「正当な便宜供与」とした。
- 「便宜施設」とは、いわゆる「バリアフリー施設」・「バリアフリー設備」の韓国語の直訳である。参考までに、交通弱者の移動便宜増進法の移動便宜増進施設の定義を訳すと以下の通りとなる。「“移動便宜施設”とは、車いす搭乗設備、障害者用昇降機、障害者のための歩道など、交通弱者が交通・旅客施設又は道路の利用において移動の便宜を図るための施設及び設備をいう。」

謝辞：本仮訳作成に際し、鎌田真和氏をはじめ、多くの方にご指導等をいただきました。ここに感謝の意を表します。

# 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律 条文タイトル

## 第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (障害と障害者)
- 第3条 (定義)
- 第4条 (差別行為)
- 第5条 (差別判断)
- 第6条 (差別禁止)
- 第7条 (自己決定権及び選択権)
- 第8条 (国家及び地方自治団体の義務)
- 第9条 (他の法律との関係)

## 第2章 差別禁止

### 第1節 雇用

- 第10条 (差別禁止)
- 第11条 (正当な便宜供与義務)
- 第12条 (医学的検査の禁止)

### 第2節 教育

- 第13条 (差別禁止)
- 第14条 (正当な便宜供与義務)

### 第3節 財と用益の提供及び利用

- 第15条 (財・用益等の提供における差別禁止)
- 第16条 (土地及び建物の売買・賃貸等における差別禁止)
- 第17条 (金融商品及びサービス提供における差別禁止)
- 第18条 (施設物アクセス・利用の差別禁止)
- 第19条 (移動及び交通手段等における差別禁止)
- 第20条 (情報アクセスでの差別禁止)
- 第21条 (情報通信・意思疎通での正当な便宜供与義務)
- 第22条 (個人情報保護)
- 第23条 (情報アクセス・意思疎通での国家及び地方自治体の義務)
- 第24条 (文化・芸術活動の差別禁止)
- 第25条 (体育活動の差別禁止)

### 第4節 司法・行政手続及びサービスと参政権

第 26 条（司法・行政手続及びサービス提供における差別禁止）

第 27 条（参政権）

### 第 5 節 母・父性権・性等

第 28 条（母・父性権の差別禁止）

第 29 条（性での差別禁止）

### 第 6 節 家族・家庭・福祉施設・健康権等

第 30 条（家族・家庭・福祉施設等での差別禁止）

第 31 条（差別禁止）

第 32 条（いじめ等の禁止）

## 第 3 章 障害女性及び障害児童等

第 33 条（障害女性に対する差別禁止）

第 34 条（障害女性に対する差別禁止のための国家及び地方自治体の義務）

第 35 条（障害児童に対する差別禁止）

第 36 条（障害児童に対する差別禁止のための国家及び地方自治体の義務）

第 37 条（精神的障害をもつ人に対する差別禁止等）

## 第 4 章 障害者差別是正機構及び権利救済等

第 38 条（申立）

第 39 条（職権調査）

第 40 条（障害者差別是正小委員会）

第 41 条（準用規定）

第 42 条（勧告の通報）

第 43 条（是正命令）

第 44 条（是正命令の確定）

第 45 条（是正命令の履行状況の提出要求等）

## 第 5 章 損害賠償、立証責任等

第 46 条（損害賠償）

第 47 条（立証責任の配分）

第 48 条（裁判所の救済措置）

## 第 6 章 罰 則

第 49 条（差別行為）

第 50 条（過料）

## 附 則

- ①（施行日）
- ②（小委員会の設立準備）
- ③（委員の任期開始に関する適用例）

## 第1章 総則

### 第1条（目的）

この法律は、すべての生活領域での障害を理由とした差別を禁止し、障害を理由に差別を受けた人の権益を効果的に救済することにより、障害者の完全な社会参加と平等権の実現を通じ、人間としての尊厳と価値を具現することを目的とする。

### 第2条（障害と障害者）

- ①この法律で禁止する差別行為の事由となる障害とは、身体的・精神的損傷又は機能喪失が長期間にわたって個人の日常又は社会生活に相当な制約を招く状態をいう。
- ②障害者とは、第1項による障害がある人をいう。

### 第3条（定義）

- ①この法律で使用する用語の定義は次の通りである。
  1. “広告”とは、「表示・広告の公正化に関する法律」第2条第1号及び第2号の規定による表示及び広告をいう。
  2. “補助犬”とは、「障害者福祉法」第40条による障害者補助犬をいう。
  3. “障害者補助器具等”とは、「障害者福祉法」第65条による障害者補助器具、その他に障害者の活動を手助けするための自動車その他の器具をいう。その他、障害者の活動を手助けするための自動車その他の器具についての具体的な範囲は大統領令で定め、「障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法」第21条第1項第2号による職業補助工学機器及び「情報格差解消に関する法律」第9条による情報通信機器、その他、関係法令で定める内容との関係及びこの法で定める関連条項との関係等を考慮して定める。
  4. “公共機関”とは、国家及び地方自治団体その他大統領令で定める公共団体をいう。
  5. “使用者”とは、「勤労基準法」第2条第1項第2号による事業主又は事業経営担当者、その他労働者に関する事項について事業主のために行為する者をいう。
  6. “教育機関”とは、「嬰幼兒保育法」による保育施設、「幼穉教育法」・「初・中等教育法」及び「高等教育法」による各級学校、「生涯教育法」による生涯教育施設、「単位認定等に関する法律」に定める教育科学技術省長官の評価認定を受けた教育訓練機関、「職業教育訓練促進法」による職業教育訓練機関、その他、大統領令に定める機関をいう。
  7. “教育責任者”とは、教育機関の長又は運営責任者をいう。
  8. “情報”とは、次の各目の事項に区分する。
    - カ. “電子情報”とは、「国家情報化基本法」第3条第1号による情報をいう。この場合“自然人及び法人”には、この法の規定による公共機関も含まれるものとみなす。
    - ナ. “非電子情報”とは、「国家情報化基本法」第3条第1号による情報を除外した情報であ

り、音声、文字、手話、点字、身振り、記号等、言語及び非言語的方法を通じて処理されたすべての種類の資料と知識をいい、その生産・獲得・加工・保有主体が自然人・法人又は公共機関であるかは問わない。

- タ．“個人情報”とは、「公共機関の個人情報保護に関する法律」第2条第2号による個人情報をいう。
- 9．“情報通信”とは、「国家情報化基本法」第3条第5号による情報通信をいい、その主体が自然人・法人又は公共機関であるかは問わない。
- 10．“文化・芸術活動”とは、「文化芸術振興法」第2条第1項第1号の文学、美術（応用美術を含む）、音楽、舞踊、演劇、映画、演芸、国楽、写真、建築、語文及び出版に関する活動をいう。
- 11．“文化・芸術事業者”とは、文化・芸術の要素を含む分野で、企画・開発・制作・生産・展示・流通・販売を含む一切の行為を行う者をいう。
- 12．“体育”とは、「国民体育振興法」第2条の体育及び学校教育、遊び、ゲーム、スポーツ、レジャー、レクリエーション等、体育とみなされるすべての身体活動をいう。
- 13．“家庭及び家族”とは、「健康家庭基本法」第3条第1号及び第2号の家庭及び家族をいう。
- 14．“福祉施設等”とは、障害者が長・短期間生活している施設であり、「社会福祉事業法」第34条による社会福祉施設、「障害者福祉法」第58条による障害者福祉施設及び申告をしていない障害者1人以上を保護している施設をいう。
- 15．“施設物”とは、「建築法」第2条第1項第2号・第5号及び第6号による建築物、居室及び主要構造部をいう。
- 16．“移動及び交通手段等”とは、人が日常的に利用する道路及び歩道と「交通弱者の移動便宜増進法」第2条第2号及び第3号による交通手段及び旅客施設をいう。
- 17．“健康権”とは、保健教育、傷害による後遺障害と疾病予防及び治療、栄養改善及び健康生活の実践等に関する諸般の要件の助成を通じ健康な生活をする権利をいい、医療を受ける権利を含む。
- 18．“医療従事者等”とは、「医療法」第2条第1項による医療従事者と、国家及び関連協会等で定めた資格・免許等を取得した放射線療法士、作業療法士、言語療法士、心理療法士、義肢・補助器技師等の障害者の健康に介入する人をいう。
- 19．“医療機関等”とは、「医療法」第3条の医療機関及び医療従事者が障害者の健康のためにサービスを行う保健機関、治療機関、薬局、その他関係法令で定めている機関をいう。
- 20．“いじめ等”とは、集団仲間はずれ、放置、遺棄、いじめ、嫌がらせ、虐待、金銭的搾取、性的自己決定権の侵害等の方法で、障害者に加えられる身体的・精神的・情緒的・言語的行為をいう。

#### 第4条（差別行為）

①この法で禁止する差別とは、次の各号の一つに該当する場合をいう。

- 1．障害者を、障害を事由に、正当な事由なく制限・排除・分離・拒否等により不利に遇する場合。

2. 障害者に対し、形式的には制限・排除・分離・拒否等により不利に遇してなくとも、正当な事由なく障害を考慮しない基準を適用することにより、障害者に不利な結果を招く場合。
3. 正当な事由なしに、障害者に対し、正当な便宜供与を拒否する場合。
4. 正当な事由なしに、障害者に対する制限・排除・分離・拒否等、不利な待遇を表示・助長する広告を直接行い、或いは、そうした広告を許容・助長する場合。この場合、広告は、通常、不利な待遇を助長する広告効果があるものと認められる行為を含む。
5. 障害者を手助けするための目的で障害者を代理・同行する者（障害児童の保護者又は後見人、その他障害者を手助けする者であることが通常認められる者を含む。以下、この号及び関連条項で“障害者に関係を有する者”という）に対し、第1号から第4号までの行為をする場合。この場合、障害者に関係を有する者の障害者に対する行為もまた、この法で禁止する差別行為の有無の判断対象となる。
6. 補助犬又は障害者補助器具等の正当な使用を妨害し、或いは、補助犬及び障害者補助器具等を対象に第4項の規定により禁止された行為をする場合。

②第1項第3号の“正当な便宜”とは、障害者が障害のない人と同等に、同じ活動に参加することができるように、障害者の性別、障害の種別及び程度、特性等を考慮した便宜施設・設備・道具・サービス等、人的・物的な諸般の手段と措置をいう。

③第1項の規定にもかかわらず、次の各号の一つに該当する正当な事由がある場合には、これを差別と看做さない。

1. 第1項の規定により禁止された差別行為を行わないことにおいて、過度な負担や著しく困難な事情などがある場合。
  2. 第1項の規定により禁止された差別行為が特定の職務や事業遂行の性質上、不可避な場合。  
この場合、特定職務や事業遂行の性質は、教育等のサービスにも適用されるものと看做す。
- ④障害者の実質的な平等権を実現し、障害者に対する差別を是正するために、この法又は他の法令等で扱う積極的措置は、この法による差別とはみなさない。

## 第5条（差別判断）

- ①差別の原因が2種類以上であり、その主たる原因が障害であると認められる場合、この行為はこの法による差別と看做す。
- ②この法の適用においては、差別の有無を判断するときには、障害当事者の性別、障害の種別及び程度、特性等を十分に考慮しなければならない。

## 第6条（差別禁止）

何人も、障害又は過去の障害経歴又は障害があると推測されることを理由に差別をしてはならない。

## 第7条（自己決定権及び選択権）

- ①障害者は、自分の生活全般に関し、自分の意思により自ら選択し決定する権利を有する。
- ②障害者は、障害者ではない人と同等の選択権を保障されるための必要なサービスと情報を提

供される権利を有する。

#### 第 8 条（国家及び地方自治団体の義務）

①国家及び地方自治団体は、障害者及び障害者に關係を有する者に対するすべての差別を防止し、差別を受けた障害者等の権利を救済する責任があり、障害者差別を実質的に解消するためにこの法で規定する差別是正について積極的な措置を行わなければならない。

②国家及び地方自治団体は、障害者等に正当な便宜が供与されるように、必要な技術的・行政的・財政的支援をしなければならない。

#### 第 9 条（他の法律との関係）

障害を事由とした差別の禁止及び権利救済に関し、この法で規定したこと以外については、「国家人権委員会法」が定めるところに従う。

## 第 2 章 差別禁止

### 第 1 節 雇用

#### 第 10 条（差別禁止）

①使用者は、募集・採用・賃金及び福利厚生、教育・配置・昇進・転勤、定年・退職・解雇において、障害者を差別してはならない。

②「労働組合及び労働関係調整法」第 2 条第 4 項による労働組合は、障害者労働者の組合加入を拒否し、又は組合員の権利及び活動において差別をしてはならない。

#### 第 11 条（正当な便宜供与義務）

①使用者は、障害者が該当職務を遂行することにおいて、障害者ではない人と同等の労働条件で仕事をすることができるよう、次の各号の正当な便宜を供与しなければならない。

1. 施設・装備の設置又は改造
2. リハビリテーション、機能評価、治療等のための労働時間の変更又は調整
3. 訓練の提供又は訓練における正当な便宜の供与
4. 指導マニュアル又は参考資料の変更
5. 試験又は評価過程の改善
6. 画面朗読・拡大文字プログラム、携帯用点字ディスプレイ、拡大読書器、印刷物音声変換出力機等、障害者の補助器具の設置・運営と、朗読者、手話通訳者等の補助人の配置

②使用者は、正当な事由なく障害を理由に障害者の意思に反し、他の職務に配置してはならない。

③使用者が第 1 項によって提供しなければならない正当な便宜供与の具体的な内容及び適用対象事業所の段階的範囲等に関しては、大統領令で定める。

## 第 12 条（医学的検査の禁止）

- ①使用者は、採用以前に障害者であるかを調査するための医学的検査を実施してはならない。但し、採用以後に職務の本質上要求され、又は職務配置等のために必要な場合にはその限りではない。
- ②第 1 項の但し書きの規定により医学的検査を実施する場合、その費用は原則的に使用者が負担する。使用者の費用負担方式及びその支援等に関する必要な事項は、大統領令で定める。
- ③使用者は、第 1 項の但し書きの規定により取得した障害者の健康状態や、障害又は過去の障害の経歴等に関する個人情報を漏洩してはならない。

## 第 2 節 教育

### 第 13 条（差別禁止）

- ①教育責任者は、障害者の入学支援及び入学を拒否することはできず、転校を強要できず、「嬰幼兒保育法」による保育施設、「幼兒教育法」及び「初中等教育法」による各級学校は、当該教育機関に転校することを拒絶してはならない。
- ②第 1 項の規定による教育機関の長は「障害者等に対する特殊教育法」第 17 条の規定を遵守しなければならない。
- ③教育責任者は、当該教育機関に在学中の障害者及びその保護者が第 14 条第 1 項各号の便宜供与を要請するとき、正当な事由なくこれを拒絶してはならない。
- ④教育責任者は、特定の授業や実験・実習、現場見学、修学旅行等の学習を含むすべての校内の活動で、障害を理由に障害者の参加を制限、排除、拒否してはならない。
- ⑤教育責任者は、就業及び進路教育、情報提供において、障害者の能力と特性に合った進路教育及び情報を提供しなければならない。
- ⑥教育責任者及び教職員は、教育機関に在学中の障害者及び障害者に関係を有する者、特殊教育教員、特殊教育補助員、障害者関連業務の担当者を冒瀆し、或いは、さげすんではならない。
- ⑦教育責任者は、障害者の入学支援時、障害者ではない志願者と異なる追加書類、別途の様式による志願書類等を要求し、又は障害者のみを対象にした別途の面接や身体検査、追加試験等（以下“追加書類等”とする）を要求してはならない。但し、追加書類等の要求が、障害者の特性を考慮した教育施行を目的にすることが明白な場合には、この限りではない。
- ⑧国家及び地方自治団体は、障害者に「障害者等に対する特殊教育法」第 3 条第 1 項による教育を実施する場合、正当な事由なく該当教育課程に定めた学業時数を違反してはならない。

### 第 14 条（正当な便宜供与義務）

- ①教育責任者は、当該教育機関に在学中である障害者の教育活動に不利益が無いよう、次の各号の手段を積極的に講じ、提供しなければならない。
  1. 障害者の通学及び教育機関内での児童及びアクセスに不利益が無いようにするための各種移動用補装具の貸与及び修理

2. 障害者及び障害者に関係を有する者が必要とする場合の教育補助人員の配置
3. 障害による学習参加の不利益を解消するための拡大読書器、補聴機器、高さ調節用机、各種補完・代替意思疎通道具等の貸与及び補助犬の配置や車いすでのアクセスのための余裕空間の確保
4. 視・聴覚障害者の教育に必要な手話通訳、文字通訳（速記）、点字資料、字幕、拡大文字資料、画面朗読・拡大文字プログラム、補聴機器、携帯用点字ディスプレイ、印刷物音声変換出力器を含む各種障害者補助器具等の意思疎通手段
5. 教育課程を適用することにおいて、学習診断を通じた適切な教育及び評価方法の提供
6. その他、障害者の教育活動に不利益が無いようにするにあたり、必要な事項として大統領令が定める事項

②教育責任者は、第1項の各号の手段を提供するにあたり、必要な業務を遂行するために障害学生支援部署又は担当者を置かなければならない。

③第1項を適用することにおいて、その適用対象の教育機関の段階的範囲と第2項による障害学生支援部署及び担当者の設置及び配置、管理監督等に必要な事項は大統領令で定める。

### 第3節 財と用役の提供及び利用

#### 第15条（財・用役等の提供における差別禁止）

①財・用役等の提供者は、障害者に対して、障害を理由に、障害者ではない人に提供することと実質的に同等ではない水準の便益をもたらす物、サービス、利益、便宜等を提供してはならない。

②財・用役等の提供者は、障害者が該当の財・用役等を利用することにより、利益を得る機会を剥奪してはならない。

#### 第16条（土地及び建物の売買・賃貸等における差別禁止）

土地及び建物の所有・管理者は、当該土地及び建物の売買、賃貸、入居、使用等において、正当な事由なしに障害者を制限・分離・排除し、又は拒否してはならない。

#### 第17条（金融商品及びサービス提供における差別禁止）

金融商品及びサービスの提供者は、金銭貸出、信用カードの発給、保険加入等、各種金融商品とサービスの提供において、正当な事由なく障害者を制限・排除・分離・拒否してはならない。

#### 第18条（施設物アクセス・利用の差別禁止）

①施設物の所有・管理者は、障害者が当該施設物にアクセス・利用し、非常時に退避することにおいて、障害者を制限・排除・分離・拒否してはならない。

②施設物の所有・管理者は、補助犬及び障害者補助器具等を施設物に持ち込み、利用することを制限・排除・分離・拒否してはならない。

③施設物の所有・管理者は、障害者が当該施設物にアクセス・利用し、非常時に退避すること

において、避難及び退避施設の設置等の正当な便宜の供与を正当な事由なしに拒否してはならない。

④第 3 項を適用することにおいて、その適用をうける施設物の段階的範囲及び正当な便宜の内容等の必要な事項は、関係法令等に規定した内容を考慮し大統領令で定める。

#### 第 19 条（移動及び交通手段等における差別禁止）

①「交通弱者の移動便宜増進法」第 2 条第 5 項及び第 6 項による交通事業者（以下“交通事業者”という）及び交通行政機関（以下“交通行政機関”という）は、移動及び交通手段等にアクセスし利用することにおいて、障害者を制限・排除・分離・拒否してはならない。

②交通事業者及び交通行政機関は、移動及び交通手段等の利用において、補助犬及び障害者補助器具等の同乗又は搬入及び使用を拒否してはならない。

③交通事業者及び交通行政機関は、移動及び交通手段等の利用において、障害者及び障害者に関係を有する者に、障害又は障害者が同行・同伴した補助犬又は障害者補助器具等を理由に、障害者ではない人より不利な料金制度を適用してはならない。

④交通事業者及び交通行政機関は、障害者が移動及び交通手段等を障害者ではない人と同等に利用し、安全で便利に歩行及び移動をすることができるようにするために必要な正当な便宜を供与しなければならない。

⑤交通行政機関は、交通事業者が障害者に対しこの法に定めた差別行為を行わないように広報・教育・支援・監督しなければならない。

⑥国家及び地方自治体は、運転免許試験の申請、受験、合格の全ての過程で、正当な事由なしに障害者を制限・排除・分離・拒否してはならない。

⑦国家及び地方自治体は、障害者が運転免許試験のすべての過程を、障害者ではない人と同等に経ることができるように正当な便宜を供与しなければならない。

⑧第 4 項及び第 7 項を適用することにおいて、その適用対象の段階的範囲及び正当な便宜の内容等必要な事項は大統領令で定める。

#### 第 20 条（情報アクセスにおける差別禁止）

①個人・法人・公共機関（以下、この条では“個人等”という）は、障害者が電子情報と非電子情報を利用し、それにアクセスすることにおいて、障害を理由に第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号で禁止した差別行為をしてはならない。

②障害者関連者として手話通訳、点訳、点字校正、朗読、代筆、案内等のために障害者を代理・同行する等、障害者の意思疎通を支援する者に対しては、何人も正当な事由なしに、これらの活動を強制・妨害し、又は不当な処遇をしてはならない。

#### 第 21 条（情報通信・意思疎通での正当な便宜供与義務）

①第 3 条第 4 号及び第 6 号、第 7 号、第 8 号カ目後段及びナ目、第 11 号、第 18 号、第 19 号に規定された行為者、及び、第 12 号、第 14 号から第 16 号までの規定に関連した行為者、第 10 条第 1 項の使用者及び同条第 2 項の労働組合関係者（行為者が属する機関を含む。以下、こ

の条で“行為者等”という)は、当該行為者等が生産・配布する電子情報及び非電子情報について、障害者が障害者ではない人と同等にアクセス・利用することができるよう、手話、文字等の必要な手段を提供しなければならない。この場合、第3条第1項第8号カ目後段及びナ目でいう自然人は、行為者等に含まれない。

②公共機関等は、自らが主催又は主管する行事において、障害者の参加及び意思疎通のために必要な手話通訳士・文字通訳士・音声通訳士・補聴機器等、必要な支援をしなければならない。

③「放送法」によって放送物を送出する放送事業者と「インターネットマルチメディア放送事業法」第2条第5項によるインターネットマルチメディア放送事業者は、障害者が障害者ではない人と同等に、制作物又はサービスにアクセスしそれを利用することができるよう、字幕、クローズドキャプション、手話通訳、画面解説等、障害者の視聴の便宜サービスを提供しなければならない。

④「電気通信事業法」による基幹通信事業者（電話サービスを提供する事業者のみ該当する）は、障害者が障害者ではない人と同等にサービスにアクセスし、それを利用することができるよう、通信設備を利用する中継サービス（映像通話サービス、文字サービス、又は、その他放送通信委員会が定め告示する中継サービスを含む）を確保し、提供しなければならない。

⑤次の各号の事業者は、障害者が障害者ではない人と同等にアクセスし、利用することができるよう、出版物（電子出版物を含む。以下、この号で同じ）又は映像物を提供するために努めなければならない。但し、「図書館法」第18条による国立中央図書館は、新たに生産・配布する図書資料を点字、音声又は、拡大文字等で提供しなければならない。

1. 出版物を定期的に発行する事業者

2. 映画、ビデオ物等の映像物の制作業者及び配給業者

⑥第1項に伴う必要な手段を提供しなければならない行為者等の段階的範囲及び必要な手段の具体的な内容と、第2項に伴う必要な支援の具体的な内容及び範囲とその履行等に必要事項は、大統領令で定める。

## 第22条（個人情報保護）

①障害者の個人情報は、必ず本人の同意の下で収集しなければならない。当該個人情報についての無断アクセスや誤・濫用から安全でなければならない。

②第1項の適用にあたり、「公共機関の個人情報保護に関する法律」「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」等、関連法律の規定を準用する。

③障害児童や精神障害者等、本人の同意を受けることが困難な障害者において、当該障害者の個人情報の収集・提供等に関連した同意行為を代理する者は、民法の規定を準用する。

## 第23条（情報アクセス・意思疎通での国家及び地方自治団体の義務）

①国家及び地方自治団体は、障害者の特性を考慮した情報通信網及び情報通信機器のアクセス・利用のための道具の開発・普及及び必要な支援を講じなければならない。

②情報通信関連製造業者は、情報通信製品を設計・制作・加工するにあたり、障害者が障害者ではない人と同等にアクセスし、それを利用することができるよう努めなければならない。

③国家と地方自治団体は、障害者が障害の種別及び程度、特性により、手話、口話、点字、拡大文字等を習得し、これを活用した学習支援サービスの提供を受けることができるよう必要な措置を講じなければならない。上記のサービスを提供する者は、障害者の意思に反して障害者の特性を考慮しない意思疎通様式等を強要してはならない。

#### 第24条（文化・芸術活動の差別禁止）

①国家と地方自治団体及び文化・芸術事業者は、障害者が文化・芸術活動に参加するにあたり、障害者の意思に反して特定の行動を強要してはならず、第4条第1項第1号・第2号及び第4号で定めた行為をしてはならない。

②国家と地方自治団体及び文化・芸術事業者は、障害者が文化・芸術活動に参加することができるよう正当な便宜を供与しなければならない。

③国家及び地方自治団体は、障害者が文化・芸術施設を利用して文化・芸術活動に積極的に参加することができるよう、必要な施策を講じなければならない。

④第3項の規定の適用にあたり、その適用対象となる文化・芸術事業者の段階的範囲及び正当な便宜の具体的な内容等の必要な事項は大統領令で定める。

#### 第25条（体育活動の差別禁止）

①体育活動を主催・主管する機関や団体、体育活動を目的とする体育施設の所有・管理者は、体育活動への参加を望む障害者を、障害を理由に制限・排除・分離・拒否してはならない。

②国家及び地方自治団体は、自らの運営又は支援する体育プログラムが障害者の性別、障害の種別及び程度、特性等を考慮して運営されるようにするものとし、障害者の参加のために必要な正当な便宜を供与しなければならない。

③国家及び地方自治団体は、障害者が体育活動に参加することができるよう必要な施策を講じなければならない。

④第2項の規定の施行において必要な事項は大統領令で定める。

### 第4節 司法・行政手続及びサービスと参政権

#### 第26条（司法・行政手続及びサービス提供における差別禁止）

①公共機関等は、障害者が生命、身体又は財産権の保護を含む自らの権利を保護・保障されるに必要な司法・行政手続及びサービス提供において、障害者を差別してはならない。

②公共機関及びその所属員は、司法・行政手続及びサービスの提供において、障害者に対し第4条第1項第1号・第2号及び第4号から第6号までに定めた行為をしてはならない。

③公共機関及びその所属する者は、職務を遂行し、又は権限を行使するにあたり、次の各号に該当する差別行為をしてはならない。

1. 許可、申告、認可等において、障害者を正当な事由なく障害を理由に制限・排除・拒否する場合。
2. 公共事業の受患者の選定基準を定めるにあたり、正当な事由なく障害者を制限・排除・分

離・拒否し、又は障害を考慮しない基準を適用することにより、障害者に不利な結果を招く場合。

④公共機関及びその所属する者は、司法・行政手続及びサービスを障害者が障害者ではない人と実質的に同等の水準で利用することができるように提供しなければならない。このために正当な便宜を提供しなければならない。

⑤公共機関及びその所属する者は、障害者が司法・行政手続及びサービスに参加するために障害者が自分で認識し作成することができる書式の制作及び提供等の正当な便宜を要求する場合、これを拒否し、又は任意で執行することにより障害者に不利益を与えてはならない。

⑥司法機関は、事件の関係者について、意思疎通や意思表示に困難がある障害の有無を確認し、その障害者が刑事司法手続で助力を受けることを申請する場合、正当な事由なくこれを拒否してはならず、それに必要な措置をしなければならない。

⑦司法機関は、障害者が人身拘禁・拘束状態において障害者ではない人と実質的に同等な水準の生活を営むことができるよう正当な便宜及び積極的措置を提供しなければならない。

⑧第4項から第7項までの規定に必要な事項は大統領令で定める。

## 第27条（参政権）

①国家及び地方自治団体と公職選挙の候補者及び政党は、障害者が選挙権、被選挙権、請願権等を含む参政権の行使にあたり差別をしてならない。

②国家及び地方自治団体は、障害者の参政権を保障するために必要な施設及び設備、参政権の行使に関する広報及び情報伝達、障害の種別及び程度に適合した記票方法等、選挙用補助器具の開発及び普及、補助員の配置等、正当な便宜を提供しなければならない。

③公職選挙の候補者及び政党は、障害者に候補者及び政党に関する情報を障害者ではない人と同等の程度の水準で伝達しなければならない。

## 第5節 母・父性権・性等

### 第28条（母・父性権の差別禁止）

①何人も障害者の妊娠、出産、養育等、母・父性権において、障害を理由に制限・排除・分離・拒否してはならない。

②養子機関は、障害者が養子縁組を行おうとする際、障害を理由に養子縁組を行う資格を制限してはならない。

③教育責任者及び「嬰幼兒保育法」に基づく保育施設及びその従事者と「児童福祉法」による児童福祉施設及びその従事者等は、父母が障害者であるという理由でその子女を区分し、又は不利益を与えてはならない。

④国家及び地方自治団体で直接運営し、又はそこから委託或いは支援を受けて運営する機関は、障害者の避妊及び妊娠・出産・養育等における実質的な平等を保障するため、関係法令が定めるところにより障害種別及び程度に適合した情報・介助者派遣サービス等の提供及び補助機器・道具等の開発等、必要な支援策を準備しなければならない。

⑤国家及び地方自治団体は、妊娠・出産・養育等のサービス提供と関連して、この法に定める差別行為を行わないように広報・教育・支援・監督しなければならない。

#### 第 29 条（性による差別禁止）

①すべての障害者の性に関する権利は尊重されなければならない、障害者はこれを主体的に表現し享有することができる性的自己決定権を持つ。

②家族・家庭及び福祉施設等の構成員は、障害者に対し障害を理由に性生活を享有する空間及びその他の道具の使用を制限する等、障害者が性生活を享有する機会を制限し、又は剥奪してはならない。

③国家及び地方自治団体は、障害者が性を享有する権利を保障するために、関係法令で定めるところにより、必要な支援策を講じ、障害を理由とする性に対する偏見・慣習その他のすべての差別的慣行をなくすための広報・教育をしなければならない。

### 第 6 節 家族・家庭・福祉施設・健康権等

#### 第 30 条（家族・家庭・福祉施設等における差別禁止）

①家族・家庭及び福祉施設等の構成員は、障害者の意思に反して過重な役割を強要し、又は障害を理由に、正当な事由なく意思決定過程において障害者を排除してはならない。

②家族・家庭及び福祉施設等の構成員は、正当な事由なく障害者の意思に反して障害者の外見又は身体を公開してはならない。

③家族・家庭及び福祉施設等の構成員は、障害を理由に障害者の就学又は進学等、教育を受ける権利と財産権の行使、社会活動への参加、移動及び居住の自由（以下、この項で“権利等”という）を制限・剥奪・拘束し、又は権利等の行使から排除してはならない。

④家族・家庭の構成員である者又は構成員であった者は、子女養育権と親権の指定及び面接交渉権において障害者に対し障害を理由に不利な合意を強要し、又はその権利を制限・剥奪してはならない。

⑤福祉施設等の長は、障害者の施設入所を条件に親権放棄覚書を要求し、又は施設での生活中に家族等の面接権及び外部との疎通権を制限してはならない。

#### 第 31 条（健康権における差別禁止）

①医療機関及び医療従事者等は、障害者に対し、医療行為において障害者を制限・排除・分離・拒否してはならない。

②医療機関及び医療従事者等は、障害者の医療行為と医学研究等において、障害者の性別、障害の種別及び程度、特性等を積極的に考慮しなければならない、医療行為においては、障害者の性別等に適合した医療情報等の必要な事項を障害者等に提供しなければならない。

③公共機関は、健康と関連した教育課程を施行するに当たり、必要であると判断される場合、障害者の性別等を反映する内容を含まなければならない。

④国家及び地方自治団体は、先天的・後天的障害発生の予防及び治療等のために必要な施策を

推進しなければならず、保健・医療施策の決定と執行過程で障害者の性別等を考慮しなければならない。

### 第 32 条（いじめ等の禁止）

- ①障害者は、性別、年齢、障害の種別及び程度、特性等に関係無く、すべての暴力から自由である権利を持つ。
- ②いじめ等の被害を受けた障害者は、相談及び治療、法律救助その他適切な措置を受ける権利を有し、いじめ等の被害を申告したという理由で不利益な処遇を受けてはならない。
- ③何人も、障害を理由に、学校、施設、職場、地域社会等で障害者又は障害者に関係を有する者に集団仲間はずれや冒涇、さげすみを誘発する言語的表現や行動をしてはならない。
- ④何人も、障害を理由に、私的な空間、家庭、施設、地域社会等で、障害者又は障害者に関係を有する者に遺棄、虐待、金銭的搾取をしてはならない。
- ⑤何人も、障害者の性的自己決定権を侵害し、又は羞恥心を刺激する言語表現、嫌がらせ、障害の状態を利用した醜行及び強姦等を行ってはならない。
- ⑥国家及び地方自治団体は、障害者に対するいじめ等を根絶するための認識改善及びいじめ等の防止のための教育を実施し、適切な施策を講じなければならない。

## 第 3 章 障害女性及び障害児童等

### 第 33 条（障害女性に対する差別禁止）

- ①国家及び地方自治団体は、障害をもつ女性であることを理由にすべての生活領域において差別をしてはならない。
- ②何人も、障害女性に対し、妊娠・出産・養育・家事等において、障害を理由にその役割を強制又は剥奪してはならない。
- ③使用者は、男性労働者又は障害者ではない女性労働者に比べ、障害女性労働者を不利に遇してはならず、職場保育サービスの利用等において、次の各号の正当な便宜供与を拒否してはならない。
  1. 障害の種別及び程度に伴う円滑な授乳支援
  2. 子女の状態を確認することができる疎通方法の支援
  3. その他に、職場保育サービスの利用等において必要な事項
- ④教育機関、事業所、福祉施設等の性暴力予防教育の責任者は、性暴力予防教育を実施するに当たり、障害女性に対する性認識及び性暴力の予防に関する内容を含めなければならない。その内容が障害女性を歪曲してはならない。
- ⑤教育機関及び職業訓練を主管する機関は、障害女性に対し、次の各号の差別をしてはならない。但し、次の各号の行為が、障害女性の特性を考慮し適切な教育及び訓練を提供することを目的にすることが明白な場合にはこれを差別とは看做さない。
  1. 学習活動の機会制限及び活動の内容を区分する場合

2. 就職教育及び進路選択の範囲等を制限する場合
3. 教育と関連する計画及び情報提供の範囲を制限する場合
4. その他教育において正当な事由なく障害女性を不利に遇する場合

⑥第3項を適用するに当たり、その適用対象の事業所の段階的範囲と第3項第3号のその他必要な事項の具体的内容等は大統領令で定める。

#### 第34条（障害女性に対する差別禁止のための国家及び地方自治団体の義務）

①国家及び地方自治団体は、障害女性に対する差別要因が除去されることができるよう、認識改善及び支援策等の政策及び制度の準備等、積極的措置を講じなければならない。統計及び調査研究等においても障害女性を考慮しなければならない。

②国家及び地方自治団体は、政策の決定と執行過程において、障害女性であることを理由に参与の機会を制限し、又は排除してはならない。

#### 第35条（障害児童に対する差別禁止）

①何人も、障害児童であることを理由に、すべての生活領域においてこの法律で定めた差別をしてはならない。

②何人も、障害児童に対し、教育、訓練、健康保護サービス、リハビリテーションサービス、就職準備、レクリエーション等を提供される機会を剥奪してはならない。

③何人も、障害児童を義務教育から排除してはならない。

④何人も、障害を理由に障害児童に対する遺棄、虐待、搾取、監禁、暴行等の不当な待遇をしてはならず、障害児童の人権を無視し、強制的に施設収容及び無理なリハビリテーション治療又は訓練をさせてはならない。

#### 第36条（障害児童に対する差別禁止のための国家及び地方自治団体の義務）

①国家及び地方自治団体は、障害児童が、障害を理由とするいかなる種類の差別なしに、他の児童と同等な権利と自由を享受することができるよう、必要な措置を尽くさなくてはならない。

②国家及び地方自治団体は、障害児童の性別、障害の種別及び程度、特性に合ったサービスを早期に提供することができるように措置しなければならない。このために障害児童を保護する親権者及び養育責任者に対する支援策を準備しなければならない。

#### 第37条（精神的障害をもつ人に対する差別禁止等）

①何人も、精神的障害をもつ人の特定の情緒や認知的特性を不当に利用し、不利益を与えてはならない。

②国家と地方自治団体は、精神的障害をもつ人の人権侵害を予防するために、教育、広報等必要な法的、政策的措置を講じなければならない。

## 第4章 障害者差別是正機構及び権利救済等

#### 第 38 条（申立）

この法律で禁止する差別行為により被害を受けた人（以下、“被害者”という）又はその事実を知っている人や団体は、国家人権委員会（以下“委員会”という）にその内容を申立することができる。

#### 第 39 条（職権調査）

委員会は、第 38 条の申立がない場合にも、この法律で禁止する差別行為があったと信ずるに値する相当の根拠があり、その内容が重大であると認められる場合には、これを職権により調査することができる。

#### 第 40 条（障害者差別是正小委員会）

①委員会は、この法律で禁止する差別行為に対する調査と救済業務を専門に担当する障害者差別是正小委員会（以下“小委員会”という）を置く。

②小委員会の構成・業務及び運営等に関して必要な事項は、委員会の規則で定める。

#### 第 41 条（準用規定）

①第 38 条、第 39 条に伴う申立の手続・方法・処理、申立及び職権による調査の方法に関して、この法律に特別な規定がない事項に関しては「国家人権委員会法」の規定を準用する。

②「国家人権委員会法」第 40 条から第 50 条までの規定は、この法律に伴う申立及び職権調査の場合にこれを準用する。

#### 第 42 条（勧告の通報）

委員会は、この法律が禁止する差別行為により「国家人権委員会法」第 44 条の勧告をした場合、その内容を法務大臣に通報しなければならない。

#### 第 43 条（是正命令）

①法務大臣は、この法律が禁止する差別行為により「国家人権委員会法」第 44 条の勧告を受けた者が、正当な事由なく勧告を履行せず、次の各号のどれか一つに該当する場合であって、その被害の程度が深刻であり、公益に及ぼす影響が重大であると認められる場合、被害者の申請により又は職権で是正命令をすることができる。

1. 被害者が多数者である差別行為に対する勧告不履行
2. 反復的差別行為に対する勧告不履行
3. 被害者に不利益を与えるための故意による不履行
4. その他に是正命令が必要な場合

②法務大臣は、第 1 項による是正命令として、この法律で禁止される差別行為を行った者（以下、“差別行為者”という）に、次の各号の措置を命ずることができる。

1. 差別行為の禁止

2. 被害の原状回復
3. 差別行為の再発禁止のための措置
4. その他に差別是正のために必要な措置

③法務大臣は、第1項及び第2項の規定による是正命令を書面にて行うが、その理由を具体的に明示し、差別行為者と被害者に各々交付しなければならない。

④法務大臣が、差別是正に必要な措置を命ずる機関、手続、方法等に必要な事項は大統領令で定める。

#### 第44条（是正命令の確定）

①法務大臣の是正命令に対し不服がある関係当事者は、その命令書を送達された日から30日以内に行政訴訟を提起することができる。

②第1項の期間内に行政訴訟を提起しない時には、その是正命令は確定される。

#### 第45条（是正命令の履行状況の提出要求等）

①法務大臣は、確定した是正命令について、差別行為者にその履行状況を提出することを要求することができる。

②被害者は、差別行為者が確定した是正命令を履行しない場合、それを法務大臣に申告することができる。

## 第5章 損害賠償、立証責任等

#### 第46条（損害賠償）

①何人もこの法律の規定に違反し他人に損害を加えた者は、それにより被害を受けた人に対し、損害賠償責任を負う。但し、差別行為を行った者が故意又は過失がないことを証明した場合にはこの限りではない。

②この法律の規定に違反した行為により損害が発生したことは認められるも、差別行為の被害者が財産上の損害を立証することができない場合には、差別行為をした者がそれにより得た財産上の利益を、被害者が被った財産上の損害と推定する。

③裁判所は、第2項の規定にも関わらず、差別行為の被害者が被った財産上の損害額を立証するために、必要な事実を立証することが該当事実の性質上困難な場合には、弁論全体の趣旨と証拠調査の結果に基づき、相当の損害額を認定することができる。

#### 第47条（立証責任の配分）

①この法律と関連した紛争解決において、差別行為があったという事実は、差別行為を受けたと主張する者が立証しなければならない。

②第1項の規定による差別行為が、障害を理由にした差別ではなく、或いは正当な事由があったという点は、差別行為を受けたと主張する者の相手方が立証しなければならない。

#### 第 48 条 (裁判所の救済措置)

①裁判所は、この法律により禁止された差別行為に関する訴訟提起前又は訴訟提起中に、被害者の申請によって被害者に対する差別が疎明される場合、本案判決前まで差別行為の中止等、その他に適切な臨時措置を命ずることができる。

②裁判所は、被害者の請求により、差別的行為の中止、賃金等の労働条件の改善、その是正のための積極的措置等の判決をすることができる。

③裁判所は、差別行為の中止及び差別是正のための積極的措置が必要であると判断する場合、その履行期間を明らかにし、これを履行しないときには、遅れた期間によって一定の賠償をすよう命じることができる。この場合「民事執行法」第 261 条を準用する。

## 第 6 章 罰 則

#### 第 49 条 (差別行為)

①この法律で禁止した差別行為を行い、その行為が悪意のものと認められる場合、裁判所は差別をした者に対し、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処することができる。

②第 1 項での悪意とは、次の各号の事項をすべて考慮して判断しなければならない。

1. 差別の故意性
2. 差別の持続性及び反復性
3. 差別被害者に対する報復性
4. 差別被害の内容及び規模

③法人の代表者又は個人の代理人・使用人その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して悪意の差別行為をした時には、行為者を罰する外に、その法人又は個人に対しても第 1 項の罰金刑を科する。

④この条で定めていない罰則は「国家人権委員会法」の規定を準用する。

#### 第 50 条 (過料)

①第 44 条の規定によって確定された是正命令を正当な理由なく履行しなかった者は、3 千万ウォン以下の過料に処する。

②第 1 項の規定による過料は、大統領令が定めるところにより、法務大臣が賦課・徴収する。

### 附 則<第 10280 号、2010. 5. 11>

この法律は、公布された日から施行する。但し、第 21 条 4 項の改正規定は公布後 1 年が経過した日から施行され、同条第 6 項（同条第 3 項及び第 4 項に関連する事項のみ該当する）の改正

規定に伴う細部の内容別施行時期及び適用対象は、同項により委任した大統領令に定めるところに従う。

# 「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律施行令」

【施行 2009.8.23】【大統領令第 21698 号、2009.8.21 他法改正】

保健福祉省（障害者権益増進課）

崔 栄繁仮訳（2011 年 4 月 25 日版）

## 第 1 条（目的）

この施行令は「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」により委任された事項と、その事項に関し必要な事項を規定することを目的とする。

## 第 2 条（自動車その他器具の範囲）

障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律（以下、「法律」とする）第 3 条第 3 項後段の「その他、障害者の活動を支援するための自動車その他器具の具体的な範囲」とは、次の各号をいう。

1. 障害者が自動車に乗降し、又は障害者自ら自動車を運転する時に助けとなる補助器具を装着した自動車
2. 「障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法」第 21 条による障害者の職業生活に必要な作業補助のための工学機器又は装備
3. 「国家情報化基本法」第 32 条第 5 号により、行政安全大臣が公示した情報通信製品

## 第 3 条（公共団体の範囲）

法律第 3 条第 4 号の「大統領令により定める公共団体」とは、次の各号に該当する機関をいう。

1. 特別法により設立された特殊法人
2. 「初・中等教育法」及び「高等教育法」そのほかに他の法律により設置された各級学校
3. 「公共機関の運営に関する法律」第 4 条第 1 項により、公企業又は準政府機関として指定された機関
4. 「地方公企業法」による地方公社及び地方公団

#### 第4条（教育機関の範囲）

法律第3条第6項の「その他、大統領令で定める機関」とは、次の各号の機関をいう。

1. 「英才教育振興法」第2条による英才学校と英才教育院
2. 「在外国民の教育支援等に関する法律」第2条第3号による韓国学校
3. 「教員等の研修に関する規定」第2条第1項による研修機関
4. 「公務員教育訓練法」第3条第1項による中央教育研修院、同法第4条第1項による専門教育訓練機関

#### 第5条（使用者提供の正当な便宜の内容）

法律第11条第3項において、使用者が提供しなければならない正当な便宜の具体的な内容は次の各号のとおりである。

1. 職務遂行の場所まで出入り可能な出入り口、スロープ、
2. 高さ調節型作業台等、施設、装備の設置又は改造
3. リハビリテーション、機能評価、治療等のための職業日程の変更、出勤・帰宅時間の調整等、労働時間の変更又は調整
4. 訓練補助人員の配置、高さ調節型机、点字資料等、障害による訓練、参加を補助するための人員及び施設の準備
5. 障害者用の職業指示書、又は職業指針の具備
6. 試験時間の延長、拡大答案紙の提供等、障害者の能力評価のための補助手段の準備

#### 第6条（事業所の段階的範囲）

法律第11条第3項により、障害労働者に対し正当な便宜を提供しなければならない事業所の段階的範囲は別表1のとおりである。

#### 第7条（医学的検査の費用負担方式等）

①使用者が、法律第12条第1項の但し書きに該当する医学的検査を実施することにおいて、使用者が指定する医療機関ではない他の医療機関において労働者が検査を受けた後、その検査に所要される費用の明細を使用者に提出する場合には、使用者は、その者が指定する医療機関で検査を受ける場合に通常的に所要される金額を労働者に支給しなければならない。

②使用者は法律第12条第1項の但し書きにより、労働者に医学的検査を受けさせる場合、労働者が医学的検査を受けるに当たり所要される時間を労働時間として認定し、又は職業日程の変更等により、医学的検査を受けることで不利益が無いように支援しなければならない。

#### 第8条（正当な便宜の内容）

法律第 14 条第 1 項第 6 号により、教育責任者が提供しなければならない事項とは次の各号のとおりである。

1. 円滑な教授、又は学習遂行のための指導資料等
2. 通学に関連する交通便宜
3. 教育機関内部の教室等の学習施設及びトイレ、食堂等、教育活動に必要な全ての空間において移動し、或いはアクセスに必要な施設、設備及び移動手段

#### 第 9 条（教育機関の段階的適用）

法律第 14 条第 3 項による教育機関の段階的適用範囲は別表 2 のとおりである。

#### 第 10 条（障害学生支援部署及び担当者）

①教育責任者は、法律第 14 条第 3 項により、該当の教育機関に在学中の障害者の教育活動に不利益が無いように、次の各号に定めるところにより、障害学生支援部署を設置し、又は担当者を配置しなければならない。

1. 「初・中等教育法」及び「高等教育法」による学校の場合：独立した障害学生支援部署又は担当者を置かなければならない。
2. 「嬰幼兒教育法」による保育施設と「幼兒教育法」による幼稚園の場合：障害児童のための担当者を置かなければならない。
3. 「生涯教育法」による生涯教育施設、「単位認定等に関する法律」による教育訓練機関、「職業教育訓練促進法」による職業教育訓練機関及び第 4 条による教育機関の場合：障害学生のための担当者を置かなければならない。

②教育責任者は、第 1 項による障害学生支援部署又は担当者の活動内容及び障害学生の利用実態を定期的に点検しなければならない。

#### 第 11 条（施設物の対象と範囲）

法律第 18 条第 4 項による施設物の対象と段階的適用範囲は、「障害者、老人、妊婦等の便宜増進保障に関する法律」第 7 条各号の 1 つに該当する対象施設の中で、2009 年 4 月 11 日以後、新築、増築及び改築される施設物をいう。

#### 第 12 条（施設物の正当な便宜の内容及び設置基準）

法律第 18 条第 8 項による施設物の所有・管理者が提供しなければならない正当な便宜の内容とその設置基準は、「障害者、老人、妊婦等の便宜増進保障に関する法律」の別表 2 に従う。

#### 第 13 条（移動、交通手段等の正当な便宜供与の適用対象及び正当な便宜の内容）

①法律第 19 条第 8 項により、交通事業者・交通行政機関が障害者の移動及び交通手段等

の利用に必要な正当な便宜を提供しなければならない適用対象は「交通弱者の移動便宜増進法施行令」別表 1 に従う。

②法律第 19 条第 8 項による正当な便宜の内容は「交通弱者の移動便宜増進法施行令」別表 2 に従う。

③「道路交通法」第 83 条第 1 項及び第 2 項による運転免許試験機関の長は、障害者が運転免許の機能試験や道路遂行試験に出張試験を要請する場合、これを支援することが出来る。

#### 第 14 条（情報通信・意思疎通での正当な便宜供与の段階的範囲及び便宜の内容）

①法律第 21 条第 1 項の前段に基づき、障害者がアクセスし利用することができるよう、手話、文字等の必要な手段を提供しなければならない行為者等の段階的範囲は、別表 3 のとおりである。

②法律第 21 条第 1 項に基づいて提供しなければならない必要な手段の具体的な内容は、次の各号のとおりである。

1. 何人も身体的・技術的な要件と関係無く、ウェブサイトを通じて希望するサービスを利用することができるよう、アクセシビリティが保障されたウェブサイト
2. 手話通訳者、音声通訳者、点字資料、点字情報端末機、大きな文字に拡大された文書、拡大鏡、録音テープ、標準テキストファイル、個人型補聴機器、画像転換器、通信中継用電話機又はこれに相応する手段

③第 2 項第 2 号による必要な手段は、障害者の要請がある場合、それに相応する手段として、要請を受けた日から 7 日以内に提供しなければならない。

④公共機関等は、法律第 21 条第 2 項に基づき、障害者が行事を開催する 7 日前まで支援を要請する場合には、手話通訳士、文字通訳士、音声通訳士、又は補聴器機器等、必要な手段を提供しなければならない。

#### 第 15 条（文化活動の差別禁止）

①法律第 24 条第 4 項の規定に基づき、障害者が文化・芸術活動に参加することができるよう、正当な便宜を提供しなければならない文化・芸術事業者の段階的範囲は、別表 4 のとおりである。

②法律第 24 条第 2 項に基づく正当な便宜の具体的な内容は次の各号のとおりである。

1. 障害者の文化芸術活動への参加と享有のための出入り口、衛生施設、案内施設、観覧席、閲覧席、飲料台、販売台、舞台の壇上等にアクセスするための施設及び装備の設置又は改造
2. 障害者及び障害者の補助者が要求する場合の文化・芸術活動の補助人員の配置
3. 障害者の文化・芸術活動を補助するための車いす、点字案内冊子、補聴器等の装備及び機器の提供

#### 4. 障害者のための文化・芸術活動の関連情報の提供

#### 第 16 条（体育活動の差別禁止）

①法律第 25 条第 2 項の規定に基づく正当な便宜の内容は次の各号のとおりである。

1. 障害者の体育活動に必要な施設の設置及び体育用器具の配置
2. 障害者が参加することが出来る体育活動プログラムの運用
3. 障害者又は障害者の補助者が要求する場合の体育指導者及び体育活動の補助人員の配置
4. 障害者が体育活動の便宜のための装備等の使用説明の内容が含まれている映像物及び冊子の配置
5. 障害者のための体育活動関連情報の提供
6. 障害者の体育活動を指導することが出来る障害者体育の指導者の養成
7. 障害者が使用することが出来る障害者体育用器具の生産の奨励
8. 障害者の体育活動のための医療サービスの提供

②第 1 項第 1 号に規定した体育活動に必要な施設の設置の種類及び施設設置適用の時期は別表第 5 号のとおりである。

#### 第 17 条（司法・行政手続き及びサービスにおける便宜提供等）

①公共機関及びその所属する者は、法律第 26 条第 8 項に基づき、障害者が司法・行政手続き及びサービスを利用し、又はそれに参加するために要求する場合の補助人員、点字資料、印刷物音声出力機器、手話通訳、代読、音声支援システム、コンピューター等の必要な正当な便宜を提供しなければならないが、障害者の障害種別及び状態を考慮し、矯正・拘禁施設における戒具を使用し、或いは悩み相談、教導作業、又は職業能力開発訓練を実施することができる。

②検事や司法警察官が第 1 項に基づき、障害者である被疑者を尋問する場合は「刑事訴訟法」第 244 条の 5 に従う。

#### 第 18 条（職場保育サービスの適用対象の事業所及び段階的範囲）

法律第 33 条第 3 項に基づき、職場保育サービスの利用等に正当な便宜を提供しなければならない適用対象の事業所は、「嬰幼兒保育法施行令」第 20 条第 1 項に基づき職場保育施設を設置しなければならない事業所とするが、この規定は 2009 年 4 月 11 日から適用される。

#### 第 19 条（職場保育サービスの利用等に必要な事項）

法律第 33 条第 3 項第 3 号に基づき職場保育サービスの利用等に必要な事項は次の各号のとおりである。

1. 障害女性労働者の子女の職場保育施設への優先入所支援
2. 職場保育施設にアクセスし、又は利用するにあたり、危険が無いように障害物の除去
3. 所属する障害女性労働者の障害の種別等を考慮した案内冊子の具備
4. 障害女性労働者の障害の状態により、子女と円滑に疎通することができるようにする便宜供与
5. 相談を通じた職場保育サービスの利用の便宜供与

#### 第 20 条（是正命令の申請方法）

法律第 43 条第 1 項の規定に基づき是正命令申請を行おうとしている者は、次の各号の事項を記載した書面を法務大臣に提出しなければならない。

1. 申請者の氏名・住所
2. 被申請者の氏名及び住所（法人である場合には、名称と主な事務所の所在地）
3. 是正命令に必要な事由

#### 第 21 条（是正命令期間）

法務大臣は、法律第 43 条第 1 項に基づいて、被害者の申請により是正命令を行う場合には、申請を受けた日から 3 ヶ月以内に、職権により是正命令を行う場合には勧告不履行を確認した日から 3 ヶ月以内に是正命令を行わなければならない。

#### 第 22 条（是正命令の書面）

法律第 43 条第 3 項の是正命令の書面には、次の各号の事項を明示しなければならない。

1. 是正命令の理由
2. 是正命令の内容
3. 是正期限
4. 是正命令に対する不服手続き

#### 第 23 条（障害者差別是正審議委員会）

①障害者差別に対する是正命令に関する事項を審議するために、法務省に障害者差別是正審議委員会（以下、「審議委員会」とする）を置く。

②審議委員会は委員長 1 名を含め、9 名以内の委員で構成される。

③委員長は法務次官とし、委員は法務省法務室長、人権局長、人権及び障害者差別問題に関する学識と経験が豊富な関係専門家の中から法務大臣が委嘱する者とする。

#### 第 24 条（委嘱委員の任期）

委嘱委員の任期は 2 年とするが、再任することができる。

#### 第 25 条（委員長の職務及び会議）

- ①委員長は審議委員会を代表し、審議委員会の職務を総括する。
- ②委員長が不測の事由で職務を遂行することができない時には、委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- ③審議委員会の会議は、法務大臣の要請がある時、又は委員長が必要であると認める時に召集する。
- ④委員長は審議委員会の会議の議長となる。
- ⑤審議委員会の会議は在籍委員の過半数の出席で開催し、出席委員の過半数の賛成で議決する。
- ⑥委員長は、緊急を要し、又は不測の事由がある場合には、書面（電子文書を含む）にて、審議させることができる。

#### 第 26 条（意見聴取）

委員長は、審議委員会の審議事項と関連し、必要であると認めるときには、関係者を出席させて意見を聞くことができる。

#### 第 27 条（幹事）

審議委員会の事務を処理するために、審議委員会に幹事を 1 名置き、幹事は法務省所属の公務員の中から議長が指名する。

#### 第 28 条（運営細則）

この施行令で規定した事以外に審議委員会の運営に関して必要な事項は、審議委員会の審議を経て委員長が定める。

#### 第 29 条（審議委員会の審議結果の尊重）

法務大臣は、是正命令の可否の決定において、審議委員会の審議結果を尊重しなければならない。

#### 第 30 条（過怠料の賦課・徴収）

- ①法務大臣は、法律第 50 条第 2 項の規定により、過怠料を賦課するときには、当該違反行為を調査・確認した後、違反事実・過怠料の金額等を書面で明示し、これを納付することを過怠料処分対象者に通知しなければならない。
- ②法務大臣は、第 1 項の規定により過怠料を賦課しようとするときには、10 日以上の期間を定め、過怠料処分対象者に口述又は書面（電子文書を含む）による意見陳述の機会を与えなければならない。この場合、指定された期日まで、意見陳述が無いときには、

意見が無いものとみなす。

③法務大臣は、過怠料の金額を定めることにおいては、当該違反行為の動機とその結果等を参酌しなければならない。

④過怠料の徴収手続きに関しては、「国庫金管理法施行規則」を準用する。この場合、納入告示書には異議の方法と異議の期間を共に記載しなければならない。

## ■別表 1：事業所の段階的範囲（第 6 条関連）

1. 常時 300 人以上の労働者を使用する事業所と国家及び地方自治体：2009 年 4 月 11 日から適用
2. 常時 100 人以上 300 人未満の労働者を使用する事業所：2011 年 4 月 11 日から適用
3. 常時 30 人以上 100 人未満の労働者を使用する事業所：2013 年 4 月 11 日

## ■別表 2：教育機関の段階的適用範囲（第 9 条関連）

1. 次の各目の施設：2009 年 4 月 11 日から適用
  - カ. 国・公・私立特殊学校
  - ナ. 「幼児教育法」による国・公立幼稚園の中で特殊クラスが設置された幼稚園
  - タ. 「初・中等教育法」による各級学校の中で、特殊学級が設置された国・公立各級学校、
  - ラ. 「嬰幼児教育法」に基づく障害児を専門的に担当する保育施設
2. 次の各目の施設：2011 年 4 月 11 日から適用
  - カ. 第 1 号ナ目以外の「幼児教育法」に伴う国・公立幼稚園
  - ナ. 「初・中等教育法」に伴う国・公・私立各級学校（第 1 号タ目も学校は除外する）
  - タ. 「高等教育法」に伴う国・公・私立各級学校
  - ラ. 保育する嬰幼児の数が 100 人以上の国・公立及び法人の保育施設（第 1 号ラ目の施設は除外する）
  - マ. 「英才教育振興法」第 2 条に伴う英才学校と英才教育院
3. 次の各目の施設：2013 年 4 月 11 日から適用
  - カ. 「幼児教育法」に伴う私立幼稚園
  - ナ. 「生涯教育法」第 20 条による学校形態の単位認定生涯教育施設及び同法第 30 条による学校付設の生涯教育施設、
  - タ. ナ目以外の生涯教育施設。「単位認定等に関する法律」において定めた評価認定を受けた教育訓練機関及び「職業教育訓練促進法」に伴う職業教育訓練機関の中で、1000 m<sup>2</sup>以上の規模の教育機関。但し、遠隔大学形態の生涯教育施設は延面積 2500 m<sup>2</sup>以上の規模の生涯教育施設に限る。
  - ラ. 国公立及び法人が設置した保育施設、
  - マ. 「教員等の研修に関する規定」第 2 条第 1 項による研修機関
  - バ. 「公務員教育訓練法」第 3 条第 1 項による中央教育研修院及び第 4 条第 1 項に伴う専門教育訓練機関

■別表 3 : 意思疎通における正当な便宜提供の段階的範囲 (第 14 条第 1 項関連)

行為者等	段階的範囲
1. 公共機関	○2009 年 4 月 11 日から適用
2. 教育機関	○別表 2 で定めた教育機関の段階的範囲を適用する
3. 教育責任者	○別表 2 で定めた教育機関の段階的範囲を適用する
4. 法律第 3 条第 8 号による法人	○別表 2、別表 4 及び別表 5 で定めた段階的に従うものとし、それ以外の法人は 2013 年 4 月 11 日から適用する
5. 文化・芸術事業者	○別表 4 で定めた段階的範囲を適用する
6. 医療人等	○2013 年 4 月 11 日から適用する
7. 医療機関	カ. 「医療法」による総合病院は 2009 年 4 月 11 日から適用する ナ. 「医療法」による病院、歯科病院、又は韓方病院及び療養病院は 2011 年 4 月 11 日から適用 タ. カ目及びナ目以外の機関は 2013 年 4 月 11 日から適用する
8. 体育関連行為者	○2013 年 4 月 11 日から適用する
9. 福祉施設等関連行為者	○2009 年 4 月 11 日から適用する
10. 施設物関連行為者	○2009 年 4 月 11 日から適用する
11. 移動及び交通手段関連行為者	○「交通弱者の移動便宜増進法施行令施行令」別表 1 を適用する
12. 法律第 10 条第 1 項の使用者	○別表 1 で定めた段階的範囲を適用する
13. 法律第 10 条第 2 項の労働組合関係者	○別表 1 で定めるところにより、労働組合関係者が所属している事業所に適用される事業所の範囲を適用する

■別表 4 : 文化芸術事業者の段階的範囲 (第 15 条第 1 項関連)

1. 2010 年 4 月 11 日から適用される文化・芸術事業者
  - カ. 国及び地方自治団体と所属の文化財団、文化・芸術振興及び文化芸術活動を支援するために法律により設立された機関
  - ナ. 国立中央図書館、「図書館法」第 2 条第 4 号による公共図書館（同号の各号の施設は除外する）
  - タ. 「博物館及び美術館振興法」第 2 条による国公立博物館及び国公立大学博物館

- ラ. 「博物館及び美術館振興法」第2条による国公立美術館及び国公立大学美術館
- 2. 2012年4月11日から適用される文化・芸術事業者
  - カ. 「文化芸術振興法施行令」別表1による民間総合公演場
  - ナ. 「文化芸術振興法」第2条の私立大学博物館、私立大学美術館
- 3. 2015年4月11日から適用される文化・芸術事業者
  - カ. 「文化芸術振興法施行令」別表1による民間一般公演場
  - ナ. 「文化芸術振興法」第2条によるスクリーン基準300席以上規模の映画上映館
  - タ. 「文化芸術振興法」第2条による彫刻公園、文化の家、福祉会館、文化体育センター、青少年研修施設、地方文化院
  - ラ. 「博物館及び美術館振興法」第2条による博物館の中の私立博物館（展示施設床面積が500㎡以上の施設のみ該当する）
  - マ. 「博物館及び美術館振興法」第2条による美術館の中の私立美術館（展示施設床面積が500㎡以上の施設のみ該当する）

■別表5：体育活動に必要な施設の設置の種類（第17条関連）

I. 施設の種類の種類

区分		施設設置の内訳
共通 必須	便宜施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「交通弱者の移動便宜増進法施行令」別表2第2号によるアクセス媒介施設</li> <li>・室内廊下、2階以上の建築物である場合のスロープ又はエレベーター等の内部施設</li> <li>・点字ブロック、誘導及び案内設備、警報及び避難施設等の案内施設</li> <li>・観覧席、発券所等のその他の施設</li> </ul>
	室内施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入水の便宜のためのスロープ・手すり等の入水補助施設</li> <li>・水泳場と連携した更衣室への進入補助施設</li> <li>・脱衣及びシャワー補助器具</li> <li>・補助車いす</li> </ul>
	室内体育館	座席バレー支柱、ゴールボールのゴール台
室	野外競技場	競技場への進入施設

外 施 設	生活体育公園等	公園内体育施設へのアクセス通路等
-------------	---------	------------------

## Ⅱ. 設置義務の適用時期

1. 国及び人口 50 万人以上の地方自治団体が設置した体育施設：2010 年 4 月 11 日から適用
2. 人口 30 万人以上 50 万人未満の地方自治団体が設置した体育施設：2012 年 4 月 11 日から適用
3. 人口 30 万人未満の地方自治団体が設置した体育施設：2015 年 4 月 11 日から適用